

地域包括連携協定書

山下印刷紙器株式会社（以下「甲」という。）、旭化成株式会社製造統括本部鈴鹿製造所（以下「乙」という。）及び鈴鹿市（以下「丙」という。）は、甲乙丙三者の連携に関して、以下のとおり、本協定書を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域社会の活性化及び安全・安心なまちづくりの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地元雇用の確保及び従業員の人権尊重に関すること。
- （2）周辺地域の環境の保全に関すること。
- （3）工場等の建設及び操業に伴う地元事業者の活用に関すること。
- （4）地域社会との融和，協調に関すること。
- （5）魅力ある都市づくりに関すること。
- （6）シティセールスに関すること。
- （7）災害時の製品等の提供に関すること。
- （8）その他，地域社会の活性化に関すること。

(協定の変更)

第3条 甲、乙又は丙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、協定書の変更を行うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙又は丙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第5条

(1) 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

(2) 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するための情報交換を行い、相互の連携体制を構築する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年8月22日

甲 大阪府大阪市此花区西九条6-1-14

山下印刷紙器株式会社

代表取締役社長 山下 修司

乙 三重県鈴鹿市平田中町1番1号

旭化成株式会社 製造統括本部 鈴鹿製造所

鈴鹿製造所長 山越 保正

丙 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長 末松 則子

地域包括連携協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と株式会社丸協食産（以下「乙」という。）は、甲乙双方の連携に関して、以下のとおり、本協定書を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域社会の活性化及び安全・安心なまちづくりの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）「食」の安全・安心に関すること。
- （2）甲の地域資源・地元食材を活用した乙商品の開発及び販売に関すること。
- （3）工場等の建設及び操業に伴う地元事業者の活用に関すること。
- （4）健康の増進及び食育の推進に関すること。
- （5）魅力ある都市づくりに関すること。
- （6）防災や災害対策に関すること。
- （7）その他、地域社会の活性化に関すること。

(協定の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、協定書の変更を行うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成27年7月23日

甲 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長 末松 則子

乙 長崎県佐世保市大塔町2002-10

株式会社丸協食産

代表取締役社長 松尾 努

地域包括連携協定書

協栄興業株式会社（以下「甲」という。）、三重総合ガスセンター株式会社（以下「乙」という。）及び鈴鹿市（以下「丙」という。）は、甲乙丙三者の連携に関して、以下のとおり、本協定書を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域社会の活性化及び安全・安心なまちづくりの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地元雇用の確保及び従業員の人権尊重に関すること。
- （2）周辺地域の環境の保全に関すること。
- （3）工場等の建設及び操業に伴う地元事業者の活用に関すること。
- （4）地域社会との融和，協調に関すること。
- （5）魅力ある都市づくりに関すること。
- （6）災害時に必要なガスの調達及び安定供給に関すること。
- （7）その他，地域社会の活性化に関すること。

(協定の変更)

第3条 甲、乙又は丙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、協定書の変更を行うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定

の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙又は丙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年8月3日

甲 愛知県東海市南柴田町ルノ割426番地の4

協栄興業株式会社

代表取締役社長 内田 久利

乙 三重県鈴鹿市伊船町字北下ノ割2102番地18

三重総合ガスセンター株式会社

代表取締役社長 内田 久利

丙 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長 末松 則子